

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第21号**

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則

コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(施設の種別及び入所定員)	(施設の種別及び入所定員)
<b>第3条</b> コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。	<b>第3条</b> コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。
施設の種別	施設の種別
障害者支援施設（成人部）	障害者支援施設（成人部）
障害者支援施設（高齢期更生部）	障害者支援施設（高齢期更生部）
障害者支援施設（重複更生部）	障害者支援施設（重複更生部）
(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。